

福井県

平成21年4月 1日策定

平成23年5月 6日改訂

平成25年3月19日改訂

平成26年3月27日改訂

福 井 県

消費者行政活性化計画

1. 福井県内の消費生活相談体制の現状…………… 1 ページ
2. 計画期間及び計画期間を通じた消費者行政活性化の方針…………… 4 ページ
3. 計画期間中に取り組む施策とその目標…………… 6 ページ
4. 消費生活相談員の処遇改善の取組…………… 7 ページ

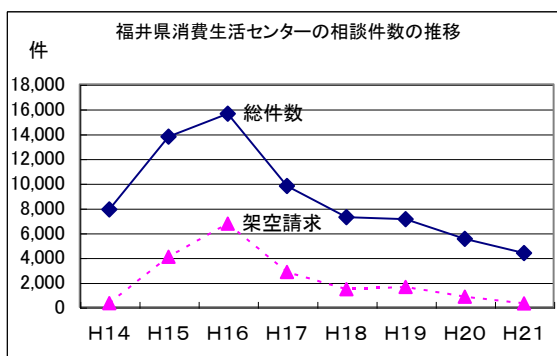
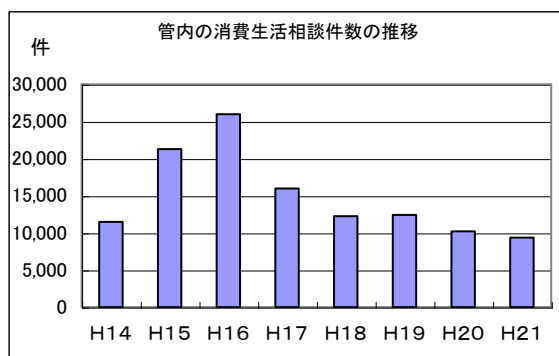
《別添 市町村プログラムの一覧》

福井市
敦賀市
小浜市
大野市
勝山市
鯖江市
あわら市
越前市
坂井市
永平寺町
池田町
南越前町
越前町
美浜町
高浜町
おおい町
若狭町

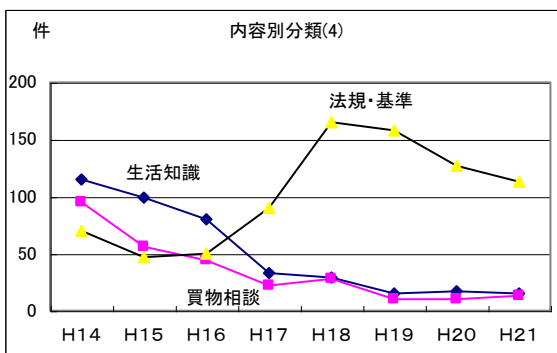
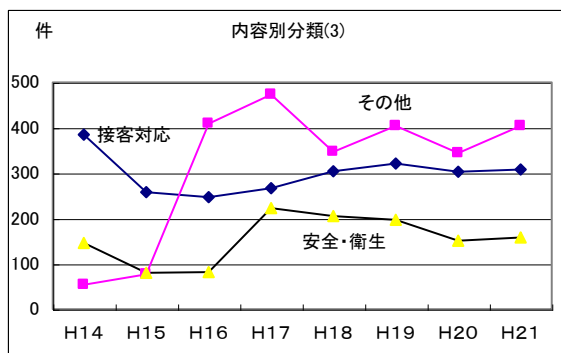
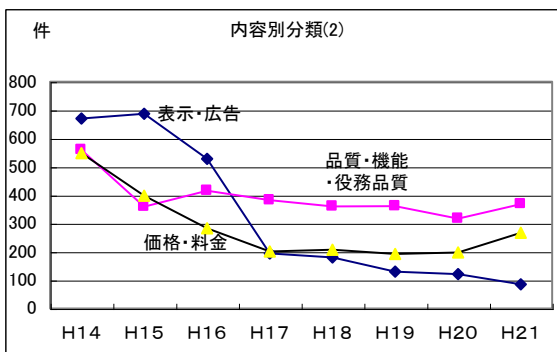
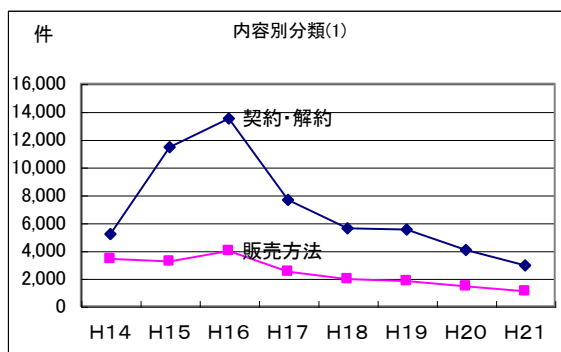
1. 福井県内の消費生活相談体制の現状

(1) 消費生活相談の件数、内容等の傾向

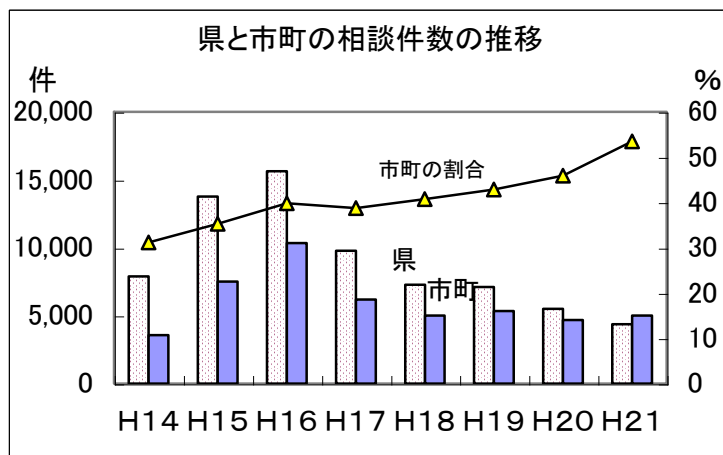
- 管内の消費生活相談件数の推移をみると、平成15年度から平成16年度にかけて激増したが、その後は減少傾向にある。このうち県で受け付けた相談について分析すると、架空請求に関する相談の増減に伴い、件数が変動していることがわかる。



- 県で受け付けた相談について、内容別分類で平成14年度と比較してみると、「表示・広告」「生活知識」「買物相談」などが大きく減少しているのに対し、「その他」「安全・衛生」「法規・基準」が増加している。なお、「契約・解約」は平成16年度をピークに大きく変動しているが、内容別分類の中では常に最大の件数である。



○ 管内の消費生活相談件数のうち市町で受け付けた相談の割合は、近年、増大傾向にある。



(2) 消費生活相談窓口および相談員の配置状況

	消費生活センターの数	消費生活相談窓口で相談に従事する者の数		P I O - N E T 端末の配備数	
		21. 9. 1 現在	20 年度末	21 年度末	20 年度末
県	2	1 1	1 1	3	1 2
福井市	1	4	4	4	4
敦賀市	1	2	3	1	4
小浜市	1	1	3	0	0
大野市	1	1	2	0	2
勝山市	1	2	3	1	2
鯖江市	1	2	2	1	1
あわら市	1	1	1	0	0
越前市	1	2	3	1	2
坂井市	1	5	6	0	2
永平寺町	0	1	1	0	2
池田町	0	1	1	0	0
南越前町	0	3	3	0	1
越前町	0	4	4	0	1
美浜町	0	1	1	0	0
高浜町	0	1	1	0	0
おおい町	0	1	1	0	0
若狭町	0	1	1	0	0
計	1 1	4 4	5 1	1 1	3 3

(3) 県と市町の役割分担

- 県と市町は、それぞれ住民からの消費生活相談に応じている。さらに県においては、土曜日、日曜日にも窓口を開設するとともに、高度な事案に関する助言、各種情報の提供を市町に対し行うほか、市町から寄せられる悪質商法等の被害情報を活用し事業者指導等を行っている。

(4) 課題

- 管内の消費生活相談件数は架空請求に関する相談の減少に伴い減少傾向にあるが、相談内容は年々複雑化・多様化しており、定型的な処理が困難な案件が増加している。このため、高度で専門的な相談に的確に対応できるよう、相談員の能力向上を図る必要がある。また、相談業務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織を整備する必要がある。
- 近年、消費者に大きな不安をもたらす食品や製品による事件・事故が相次いで発生していることから、今後、商品テストを伴う相談の増加が見込まれるが、従来の機器では検査開始までに多くのステップを要するものや計測結果を数値として残せないものがある。また、機器がないために他の機関に検査を依頼しているものもある。このため、迅速で的確な相談対応ができるよう精度の高い分析やデジタル処理のできるテスト機器を導入し、商品テスト機能の充実を図る必要がある。
- 架空請求に関する相談は被害情報の浸透などにより減少傾向にあるが、悪質な事業者の手口は、ますます巧妙化してきている。消費者被害を未然に防止するため、消費者に対する啓発を強化する必要がある。
- 市町の消費生活相談窓口における相談は、認知度の向上に伴い、今後、増加していくものと思われる。消費者に最も身近な最前線の窓口としての機能を発揮できるよう、市町の相談体制を整備する必要がある。

2. 計画期間及び計画期間を通じた消費者行政活性化の方針

(1) 計画期間

- 平成21年4月1日～平成27年3月31日

(2) 計画期間を通じた消費者行政活性化の方針

- 以下の取組を通じて、消費生活に関する相談を受け止める体制を強化し、県民の安全・安心の確保に努める。
 - ▶ 相談員研修の充実、商品テスト機器の整備等により、相談対応力を向上させる。
 - ▶ 年代に応じた消費者教育や啓発事業を強化し、消費者被害の未然防止を図る。
 - ▶ 身近な場所で相談できるよう、市町の消費生活相談体制を一層充実させる。
 - ▶ 消費者団体の活動に対し支援を行い、団体の活性化と育成を図る。
 - ▶ 食品業界への景品表示法の周知と正しいメニュー表示の徹底のため、事業者を対象とした啓発研修を開催する。

(3) 県として管内全体の相談体制強化のために重点的に取り組むこと

- 住民により身近な市町の消費生活相談窓口を充実・強化するため、消費生活相談を担える人材の養成、相談員の資質向上のための研修会、事例研究会等の開催、巡回訪問指導などを行う。
- 市町を含めた相談窓口の機能強化を図るため、弁護士や建築士等の専門家による電話相談体制の整備や、専門家による直接相談会を開催する。

(4) 5年後の相談体制の姿

	消費生活センターの数	消費生活相談窓口で相談に従事する者の数	P I O - N E T 端末の配備数
県	2	11	13
福井市	1	4	5
敦賀市	1	3	4
小浜市	1	3	2
大野市	1	2	3
勝山市	1	3	2
鯖江市	1	3	3
あわら市	1	2	2
越前市	1	3	4
坂井市	1	5	2
永平寺町	0	2	1
池田町	0	1	1
南越前町	0	3	1
越前町	0	4	1
美浜町	0	1	1
高浜町	0	2	1
おおい町	0	1	1
若狭町	0	1	1
計	11	54	48

※消費生活センターを設置しない町においては、消費生活相談に必要な基礎知識を有する者を相談窓口配置し、詳細な知識を必要とする相談に対しては県の消費生活相談員等の助言の下に対応するものとする。

3. 計画期間中に取り組む施策とその目標

(1) 相談対応力の向上

- 消費生活相談を担える人材を拡充するための実務的研修を実施する。
(延べ18名受講)(H21～H24)
- 相談員のレベルアップを図るための研修会を開催する。
(延べ16回開催)(H21～H24)
- 国民生活センター等の実施する研修に相談員を参加させ、レベルアップを図る。
(消費生活専門相談員等の資格の取得等)
- 弁護士等を活用し、高度な専門相談への対応を強化する。
(弁護士による特別相談・事例研究会の嶺南センターでの実施、建築士等による専門相談会の実施、消費生活相談支援人材バンクの設置)
- 消費生活相談、消費者教育・啓発、商品テストのために必要な機材等を整備するとともに、日常生活の中で気軽に立ち寄れる相談窓口を開設する。
(各相談員にヘッドホンセット配備、各センターにパソコン・啓発用視聴覚機器等配備、商品テスト機能の強化、出張相談室の開設)

(2) 消費者被害の未然防止

- 悪質商法や危害商品等による被害を防止するため啓発を強化する。
(市町の行う出前講座の支援、食品表示・安全分野に係る研修会の開催、消費生活に関する総合的な月刊情報紙の発行等、消費生活サポーターの養成)
- 年代に応じた消費者教育や啓発事業を強化する。
(老人福祉施設における消費生活教室や小学校における商品テスト体験教室の開催等)

(3) 市町の消費生活相談体制の充実

- 消費者行政活性化補助金により、消費生活相談窓口の拡充、相談員のレベルアップ等の相談体制の充実、住民に対する広報・啓発活動の強化など消費者行政の活性化に取り組む市町を支援する。(17市町)
- 市町における消費生活相談体制強化を支援するため、消費生活相談専門家(県相談員)が市町に巡回訪問し、助言・指導を行う。

(4) 消費者団体の育成

- 消費者団体の活性化と後継者育成を図るため、消費者団体等の活動に対し支援を行う。

4. 消費生活相談員の処遇改善の取組

- 相談員として必要な知識・技能を習得させる研修会を開催するとともに、国民生活センター等の実施する研修に参加する旅費を支援するなど相談員研修を充実させる。
- 相談員が情報収集や資料作成のために使用するパソコン等、相談業務の効率化に資する機材を整備し、相談員の就労環境を向上させる。

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	福井市
計画期間	平成21年6月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センターの施設の充実を図り、市民が利用しやすい施設とする。 ・相談内容の充実を図るため、消費生活相談員を研修に参加させるなど消費生活相談員のレベルアップを図る。また、より高度で専門的な相談にも対応できる体制を整備する。 ・近年大きな問題になっている食品表示・安全に関する啓発活動を強化する。 ・日々深刻化する悪質商法等による消費者被害を防止するための啓発活動及び消費者教育を強化する。また、消費生活相談窓口の周知を図る。 ・地域の多様な主体等との連携の強化を図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センターの利便性を向上させるため、消費者センター内の相談室、備品、啓発媒体及び書籍等を充実する。 ・国、県や国民生活センター等が開催する研修会への参加支援により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・弁護士対応の法律相談室を開設し相談窓口を強化する。 ・食品表示・安全に関する講演会を開催する。 ・悪質商法等消費者被害防止に関する啓発資料などを作成し、自治会を通じて全家庭に配布し、公民館や市の関係部署等に配備する。 ・寸劇を活用した消費者教室の充実を図る。 ・消費者センターの役割を周知するための啓発パネルや広報用DVDを作成し、市民への広報活動に利用する。 ・地域において、消費者問題に取り組む団体への支援を行う。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の研修における旅費等を支援する。 ・相談業務における環境を整備する。 ・相談員の報酬額と勤務体制の見直しを行う。(H23～) 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 		

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	敦賀市
計画期間	平成21年7月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務を円滑にするため、相談コーナーの整備をする。 ・相談員3名体制（平成21年度～）を維持し、相談者が相談しやすい環境づくりを行う。 ・相談対応力の充実を図るため、担当職員、相談員を対象とした研修に参加し、レベルアップを図る。 ・近年増加傾向にある悪質商法被害の防止を中心としたテーマで出前講座などに出向き、啓発事業を強化する。 ・相談窓口においてより高度な相談体制を整備する。 ・食品表示の啓発活動を強化する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の拡充（平成21年度）相談室の改修（2室から3室に） ・相談員の拡充（平成21年度） ・消費生活相談員の拡充に伴い、拡充の相談員に対して県で実施する研修に参加させる。（平成21年度～24年度） ・国民生活センター等で実施する研修に積極的に参加し、レベルアップ、情報の共有を図る。（平成21年度～） ・高齢者や若者の悪質商法被害を防止するため、チラシ等作成し啓発に役立てる。 ・より高度な相談対応を行うため、相談員が弁護士からアドバイスを受け環境づくりを行う。 ・FMラジオ等で消費生活に関するトラブルの対処法、最新情報を周知する。 ・地域包括支援センターと情報の共有など連携を密にし、来所相談が困難な高齢者に対し訪問相談などの支援を行う。 ・市民の消費者力向上を図るため、敦賀市くらしのアドバイザー、消費者団体と連携して消費者教育を行う。 ・食の安全に関する啓発活動等を行い、消費者の知識を高める。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加に対する旅費を支援する。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	小浜市
計画期間	平成21年4月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、消費生活相談員を配置し、消費生活相談室を開設する。(平成21年度) ・相談内容の充実を図るため、消費者相談に関する研修に担当職員、相談員を参加させることで相談員のレベルアップを図る。 ・近年増加している高齢者の悪質商法被害の防止を中心とした消費者への啓発活動事業を強化するとともに出前講座等に出向き消費者教育の充実を図る。 ・以上の取組を通じ、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談を受ける相談体制の強化を図り、地域住民の消費生活に関する安全安心の確保に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談室の設置(平成21年度) ・消費生活相談室に直通電話の設営 ・消費生活相談員の配置(常時2名) ・県や国民生活センター等が開催する研修参加支援によるレベルアップ ・PIO-NETの配備 ・高齢者の悪質商法や投資サギ等の消費者被害を防止するため、出前講座および街頭でのチラシ配布等消費者団体等と連携をし、啓発活動の強化 ・消費者被害防止に関する講演会の実施 ・地域包括支援センターと情報を共有し、高齢者の被害防止を図る。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の研修参加に伴う旅費を支援する。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	大野市
計画期間	平成21年5月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、消費生活相談員を配置する。 ・相談員を各種研修に参加させることで、消費生活相談内容の充実を図る。 ・年々、複雑・巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺等からの被害防止を図るため、啓発事業を強化する。 ・以上の取り組みを通じ、消費者被害防止を図るとともに、消費生活に関する相談体制を強化し、市民の消費生活に関する安心確保に努める。 ・地域で消費者問題に取り組んでいる消費者グループを支援する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の配置 1名 ・PIO-NETの配備 ・国民生活センターが実施する地方等での相談員養成講座を活用し、消費生活相談員として必要な知識を習得するとともに、県が実施する消費生活相談に関する研修に参加させ、レベルアップを図る。 ・消費者行政担当職員については、国民生活センターが実施する行政職員向けの講座を活用し、必要な知識の習得を図る。 ・各地区・団体・小中学校・高等学校や社会福祉協議会等へ呼びかけ、講座を開催する。 ・消費生活に関する最新情報を市民に届けられるよう消費者相談センターだよりの発行や、広報紙や市ホームページを活用し注意を呼び掛ける等の啓発事業を強化し、消費者被害の未然防止を図る。 ・生ごみ処理機を設置し、消費者グループが生ごみによる堆肥づくりや利活用に取り組み、ごみの減量と地域資源循環を図る。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の研修参加の旅費を支援する。 ・相談員月額報酬を増額する。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	勝山市
計画期間	平成21年4月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談室の環境充実を図る。 ・相談員の増員により消費生活相談、出前講座の充実強化を図る。 ・相談員研修の受講により、相談員のレベルアップを図る。 ・相談員の専門的知識習得のため、弁護士同席による法律相談会を開設する。 ・悪質商法被害防止のため、消費者団体等との連携を強化し、消費者への啓発事業を推進する。 ・食の安全や製品事故防止への正しい知識を習得するため、消費者への啓発事業を推進する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談室の環境充実を図るため、相談室の改修 ・消費者教育の充実を図るため、講座等に必要な機器の設置・備品の購入 ・弁護士からの助言により専門的知識の習得と相談対応力強化を図るため、弁護士同席による法律相談会を開催 ・消費生活相談員のレベルアップを図るため、県・国民生活センター等の研修会への参加支援 ・消費者被害防止のため、消費者団体や消費生活モニター等と連携したキャンペーンを実施し、リーフレットや啓発物品を配布。また、出前講座の開催、出張相談コーナーの開設 ・消費者力向上を図るため、年代に沿った消費者教育を実施 ・食品の安全性や製品事故防止に対する関心を高めるため、工場見学会や研修会等の実施 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<p>相談員の研修参加旅費の支給</p> <p>消費生活相談員の増員</p> <p>新たに消費生活相談員の資格を取得した者への報酬の向上</p>		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	鯖江市
計画期間	平成21年4月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの利便性を向上させ、機能強化を図るため、消費者センター専用の相談室を設置する。また、多種多様な相談内容に対応できるよう相談員の拡充を図る。 ・悪徳商法等の被害防止のため、講座等を開催し被害防止に努める。また地域で活動する消費者団体と連携して、消費者トラブル等に関する寸劇やチラシ配布などを実施し、消費者への啓発を強化する。 ・消費生活に関する講座等を開催し、地域住民の消費生活に関する知識を高める。 ・食品表示・食の安全に関する公演・講習会等を開催し消費者の知識を高める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者や高齢者の悪徳商法被害を防止するための啓発を強化するためにDVDやVTR等視覚を利用した啓発を取り入れる。 ・国・県や国民生活センター等が開催する研修会への参加支援により相談員のレベルアップを図る。また、資格を有していない相談員については、相談員養成講座等を活用し資格取得を目指す。 ・相談員の拡充（2人から3人へ拡充）（平成23年度～） ・食品表示・食の安全安心に関する講演会・体験教室や啓発活動を行う。 ・多重債務者を救済するため、多重債務者連絡会議を開催し、庁内各課と連携して取り組む。 ・消費生活に関する講座等を開催し、地域住民の消費生活に関する知識を高める。 ・消費者団体と協力して街頭啓発・イベント時の啓発を強化、また講座等において消費者団体による寸劇を行い契約トラブル等の被害を防止する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の研修参加の旅費を支援する。 ・新たに消費生活相談に関する資格を取得した者については、報酬を向上させる。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	あわら市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 21 年 7 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に対し悪質商法防止の啓発 ・ 若年層に対する消費者意識高揚のための啓発 ・ 食の安全に関する啓発 ・ 消費者相談窓口強化 ・ 関係機関との連携 ・ 窓口に来訪が困難な高齢者の相談を支援 ・ 消費者教育の推進 ・ インターネットを活用した啓発活動
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者センター窓口開設時間の延長を実施。 ・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、情報の共有を図り、潜在する問題を把握し被害防止に努める。 ・ 社会福祉協議会の行う通所・サロンに定期的に訪問巡回し、消費者啓発講座を実施する。 ・ 相談担当職員に対し研修参加を支援。 ・ 食の安全に関し正しい知識を習得するため、出前講座を地域の集まりにおいて実施し、啓発物を配布する。 ・ 市の主催事業における啓発を行う。 ・ 消費者団体に対し、定期的な活動を促し、研修会を実施する。 ・ 相談窓口に来訪が困難な高齢者に対し、包括支援センターとの連携にて、「訪問相談事業」を実施。 ・ 教育委員会と連携し、児童生徒の消費者教育推進を支援する。 ・ 子どもクラブにおいて消費者意識の高揚を目的とした出前講座を実施。 ・ 市内各世帯に対し消費者センターのパンフレットを配布。 ・ 市のホームページに定期的に見守り情報などを掲載。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（行政職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	越前市
計画期間	平成21年4月15日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター相談窓口の運営の強化と、利便性を図る。 ・相談窓口への来訪が困難な高齢者に対して、相談事業を強化する。 ・相談内容の充実を図るため消費生活相談員対象の研修会に参加し、国家資格を目指すとともにOJTにより相談員のレベルアップを図る。 ・高度に専門的な消費生活相談にも対応できる体制を整備する。 ・食の安全に関する消費者講座を実施する。 ・地域の消費者サポーターを活用する。 ・消費者教育の充実を図るため、消費者団体と連携し街頭啓発や出前講座を積極的に実施する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センター相談室の増設と事務機器等の設置（平成21・22年度） ・県消費生活センター専門相談員の巡回訪問の受け入れによる消費生活相談員へのOJTの実施（平成21年度～） ・市包括支援センターと連携して、相談窓口へ来訪が困難な高齢者に対する「訪問相談事業」を実施（平成21年度～） ・県で実施する消費生活に関する研修会に参加（平成21年度～） ・国民生活センターが実施する地方での相談員養成講座の活用による、相談員のレベルアップ（平成21年度～） ・解決困難な相談に対する助言や事業者とのあっせん交渉の事前協議のために、消費生活相談員が弁護士や建築士等の専門家の助言を受けるシステムの整備（平成21年度～） ・食品表示等に関する消費者出前講座の実施（平成21年度～） ・専門家等による地域消費者サポーターの研修会の実施とマニュアル等の作成（平成22年度～） ・高齢者クラブ等で開催される学習会等に講師と消費者グループを派遣し、わかり易い消費者啓発活動を強化（平成21年度～） ・地域の消費者サポーターを潜在被害者の早期発見と消費者相談窓口への連絡移送体制の構築に活用すると同時に消費者教育を担う人材として養成する。（平成26年度～） 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談に関する資格の取得に際し、講座受講料、試験受験料等を支援する。 ・相談員の研修における旅費等を支援する。 		
その他特記事項	特になし		

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	坂井市
計画期間	平成21年4月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化する。 ・相談業務の質の向上を図る。 ・教育委員会と連携しながら若年層への消費者教育の充実を図る。 ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため啓発事業を強化する。 ・食の安全・安心に関する知識向上のため啓発活動を強化する。 ・消費者団体との連携強化と、団体への支援を実施する。 ・市民に対し、消費者問題に関する情報を提供する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を配置する。 ・PIO-NET を継続して配備する。 ・相談員のレベルアップを図るため、国民生活センター等の実施する研修会への参加を支援する。 ・年代に応じた消費者教育・啓発を推進するため、出前講座や講演会を開催する。 ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市報やHP を活用して情報提供をしたり、団体と連携して街頭啓発を実施したりする。 ・食の安全に関する出前講座を開催する。 ・消費者団体の知識向上を図るため、研修会等を開催する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の研修参加に要する旅費を支援する。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	永平寺町
計画期間	平成21年5月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談業務を強化するため、常設相談窓口を設置する。(週5回) ・ 担当職員は、消費生活相談に対応できるよう県の研修会等へ積極的に参加する。 ・ 食への安心・安全、悪質商法など消費者生活を取り巻く諸問題に関して啓発を強化する。 ・ 悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止を図るため、消費者団体の協力を得て寸劇等を開催する。 ・ 振り込め詐欺に関して警察、関係団体との協議をもち、振り込め詐欺の防止を図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設の相談窓口を開設し、強化する。(週5回) ・ 県の相談員等を派遣依頼し、担当職員や消費者団体の委員に対して研修会を実施する。(年2回) ・ 町民の消費者被害を未然に防ぐため、消費者団体等の協力を得ながら、地域に出向き啓発寸劇などを実施する。 ・ 県の消費生活相談員等を招き、定期的な情報交換を実施する。 ・ 消費者被害の未然防止のため、窓口啓発を行う。 ・ 町広報誌で「見守り新鮮情報」の情報を提供する。(毎月) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし。相談員(正規職員を除く)は配置していない。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	池田町
計画期間	平成21年5月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談担当者の対応力強化のための参考図書等を購入する。 ・高齢者への悪徳商法被害防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・地域住民の悪徳商法に対する知識の向上を図る。 ・製品の誤った使用による事故への啓発を図る。 ・以上の取り組みを通じ、消費者被害の防止と相談担当者のレベルアップを図り、地域住民の消費生活に関する安全確保に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談担当者の研修参加によるレベルアップ ・相談事業充実のための書籍等の購入 ・高齢者の悪質商法被害を防止するための、年金支給月等における啓発の強化 ・悪徳商法のさまざまな手口を地域住民に紹介するためケーブルテレビ用の番組を製作 ・P I O - N E Tの配備 ・広報誌等を利用し、悪質商法・製品事故などへの注意喚起 ・高齢者の悪質商法被害を防ぐため、各種集会での啓発の実施 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・なし。相談員(正規職員を除く)は配置していない。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	南越前町
計画期間	平成21年7月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口は、週5日開設する。 ・本庁窓口への来庁が困難な高齢者等を対象とした窓口として、各総合事務所にも、相談窓口を週5日開設する。 ・相談窓口周知用のチラシやパンフレットを作製する。 ・相談内容の充実を図るため、担当職員を対象とした研修に積極的に参加する。 ・未だ町内においても発生している高齢者の悪質商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を継続して実施する。 ・エコキャップ回収運動のさらなる普及に努める。 ・消費者団体との連携を強化する。 <p>以上の取組みにより、消費者被害の防止をはじめとした、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。また、ごみ減量など、環境に配慮した取り組みを実施し、住民への普及に努める。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・県消費生活センター相談員の巡回訪問の受け入れにより担当職員のレベルアップを図る。 ・本庁及び各総合事務所に相談窓口を週5日開設する。 ・庁舎に案内看板を設置する。 ・相談内容の充実を図るため、相談担当職員が積極的に研修に参加し、レベルアップを図る。 ・イベントを開催し、気軽に住民に足を運んでもらい、悪質商法被害の防止等、消費者意識の啓発を図る。 ・高齢者の悪質商法被害を防止するための啓発を強化する。 ・消費者への啓発の充実を図るため、消費者団体と連携して各地区において寸劇および紙芝居等の出前講座を実施する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員(正規職員を除く)は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	越前町
計画期間	平成21年4月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・近年増加している高齢者の振り込め詐欺や悪質商法被害の防止を中心とした啓発事業を強化する。 ・相談対応力の充実を図るため、担当職員のレベルアップを図る。 ・消費者被害の未然防止、拡大防止のため啓発活動を強化する。 <p>以上の取組を通じ、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談を受けとめる体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の悪質商法被害を防止するため、消費者団体と連携し、寸劇を活用した「消費生活トラブル教室」を開催する。 ・担当職員のレベルアップを図るため、県の研修会や事例研究会に参加する。 ・消費者被害防止のためのチラシや啓発物の作成・配布を行い、啓発活動を強化する。 ・消費生活に関する契約トラブル等の最新情報を町広報誌や町ホームページを活用し情報提供し、被害の未然防止を図る。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。 		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	美浜町
計画期間	平成21年7月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応力の充実を図るため、担当職員が県等で実施する研修に参加するとともに、執務に必要な参考図書等を購入し、相談体制の強化を図る。 消費者被害防止のための啓発事業を強化する。 相談しやすい環境づくりを行う。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 多様な消費生活相談に対応できるように、消費生活相談用参考図書等を購入し、また担当職員を各種研修に参加させ、実務能力のレベルアップを図り、相談体制を整える。 消費者被害防止のための啓発チラシや啓発物品の作成・配布や、講座の開催により、啓発活動を強化する。 啓発チラシ等を常時設置する消費者コーナーを設け、相談しやすい環境づくりを行う。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	高浜町
計画期間	平成21年 5月 1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口充実の為、担当職員を各種研修会に参加させ、専門知識や技術の向上を図り、消費生活相談体制を強化する。 ・県消費生活センター、嶺南消費生活センター、嶺南消費者行政連絡会及び警察と連携し、消費者への啓発事業を強化する。 ・消費者被害の早期発見及び防止の為、消費者教育及び啓発の充実に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・県消費生活センター相談員の巡回訪問受け入れにより担当職員のレベルアップを図る。 ・担当職員のレベルアップの為、各種研修会への参加や参考書籍購入を通じて知識習得と技術向上を図る。 ・各種団体と連携をし、情報の提供・共有を行い、連絡体制の強化を図る。 ・パンフレットや啓発品による周知や啓発、消費者教育を展開し、住民の消費生活に対する意識や関心の向上とそれに伴う被害予防を目指す。 ・住民の被害予防・関心の向上を目指し、月刊広報誌を毎月集落回覧する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	おおい町
-------	-----	------	------

計画期間	平成21年 7月 1日 ~ 平成27年 3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口強化のため、担当職員の研修会等参加を支援し専門知識習得や対応スキル向上を図る。 ・PIO-NET等の配備により、情報を活用し、窓口業務の充実に努める。 ・悪質商法被害等未然防止のため、消費者教育及び啓発活動の活性化を図る。 ・関係機関との連携強化を図り、潜在化するトラブルの早期発見及び解決を目指す。 <p>以上の取り組みをもって、住民の消費感覚や意識の向上につなげ、また相談窓口の体制を予防から解決まで包括的に対応可能なものへ整備することで、住民の消費生活への安心及び向上につなげる。</p>
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務担当者のレベルアップを目的に、各種研修会への参加や参考書籍購入を支援することで、知識習得と技術向上につなげる。 ・相談窓口の充実や予防の観点から、PIO-NET等を配備し、情報を有効に活用した窓口対応に努める。 ・住民の消費生活に対する意識や関心の向上及び、それに伴う契約トラブル予防を目指し、パンフレットや啓発物による周知や啓発、消費者教育を展開する。 ・町内関係機関等との連携強化を図り、潜在化する問題の掘起こしや早期発覚、多面的アプローチによる解決の効率化を目指す。
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・なし。相談員(正規職員を除く)は配置していない。
その他特記事項	無し

市町村プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	若狭町
計画期間	平成21年7月1日～平成27年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容の充実を図るため、担当職員を各種研修会等に参加させ、消費関連法の知識習得及び相談技術の向上を図る。 ・ 年齢層に応じた、効果的な広報資料・啓発物品等を作成し被害防止を図る。 ・ 来庁が困難な高齢者に対する相談体制の強化を図る。 ・ 他関係機関との連携を強化し、被害防止に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活関連法、相談業務の執務参考資料の充実を図る。 (各年度) ・ 福井県が開催する研修会に参加させ専門的知識と相談対応技術の高度化を図る。(各年度) ・ 福井県消費生活センターが実施する事例研究会に参加し、担当職員の資質向上を図る。(各年度) ・ 若年者に対しては成人式、高齢者に対しては老人クラブ活動等あらゆる機会を通じてパンフレット等広報資料・啓発物品等を配布し、被害防止活動を積極的に展開する。(各年度) ・ 窓口に来訪することが困難な高齢者等には、その依頼に応じて訪問相談を実施する。(各年度) ・ 月刊広報誌を毎月集落回覧する。 ・ 関係機関と情報交換を行い、連絡体制を強化する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			